

報告第19号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

| 番号 | 発生局名 | 専決処分年月日 | 損害賠償の額 | 事件の概要 |
|----|------|-----------|--------------|--|
| 1 | 環境局 | 25. 5. 6 | 円 69,930 | 平成25年4月3日、川崎区貝塚2丁目8番2号先路上で、本市職員が、作業を終え、本市小型ごみ収集車に乗車しようとドアを開けた際、当該ドアが、駐車していた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの |
| 2 | 環境局 | 25. 5. 8 | 円 53,025 | 平成25年4月11日、宮前区野川414番地先路上で、本市小型ごみ収集車が、一時停止した後、発進した際、被害者所有のかばんに接触し、破損させたもの |
| 3 | 環境局 | 25. 5. 18 | 円 173,250 | 平成25年3月14日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、収集先に着けようと後退した際、被害者所有の塀に接触し、破損させたもの |
| 4 | 環境局 | 25. 5. 28 | 円 299,775 | 平成25年2月25日、被害者宅敷地内で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者所有の集積所の扉及び照明器具に接触し、破損させたもの |
| 5 | 環境局 | 25. 6. 11 | 円 3,600 | 平成25年5月17日、川崎区富士見1丁目6番15号団地構内で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、道路に出ようとした際、被害者所有のチェーンゲートに接触し、破損させたもの |

| | | | | |
|----|-------|-----------|----------------|---|
| 6 | 環境局 | 25. 6. 18 | 円 579,097 | 平成25年4月17日、宮前区野川42番地5先路上で、本市小型ごみ収集車が、前方から走行してきた被害者運転の普通乗用車と擦れ違う際、当該普通乗用車に接触し、破損させたもの |
| 7 | 環境局 | 25. 7. 1 | 円 128,260 | 平成25年5月9日、多摩区登戸新町273番地先丁字路で、本市中型ごみ収集車が、左折しようとした際、駐車していた被害者所有の小型ライトバンに接触し、破損させたもの |
| 8 | 環境局 | 25. 7. 17 | 円 310,193 | 平成25年5月20日、川崎区本町1丁目3番地6先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、後方に停車していた被害者所有の小型ライトバンに接触し、破損させたもの |
| 9 | 環境局 | 25. 7. 19 | 円 45,000 | 平成25年3月14日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの |
| 10 | 消防局 | 25. 6. 3 | 円 74,550 | 平成25年5月7日、川崎区出来野1番26号先交差点で、本市消防車が、右折した際、被害者所有の道路標識に接触し、破損させたもの |
| 11 | 環境局 | 25. 5. 17 | 円 107,400 | 平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の建物の外壁等及び小型乗用車を汚損させたもの |
| 12 | 建設緑政局 | 25. 4. 17 | 円 106,788 | 平成24年7月8日、高津区久地2丁目4番31号先路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの |
| 13 | 建設緑政局 | 25. 6. 22 | 円 33,312 | 平成25年5月3日、夢見ヶ崎動物公園駐車場で、本市職員が、来園者の車両を誘導したところ、当該車両が、駐車中の被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの |
| 14 | 建設緑政局 | 25. 6. 26 | 円 287,706 | 平成24年8月20日、川崎区本町2丁目2番地先路上で、被害者運転の自転車が走行中、側溝の蓋の破損箇所に接触して転倒し、被害者が負傷したもの |
| 15 | 川崎区役所 | 25. 7. 12 | 円 1,592,022 | 平成21年10月1日、桜川公園で、園外保育中の被害者が、遊具で遊んでいたところ、当該遊具から地面に落下し、負傷したもの |

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

| 議案 番号 | 議決 年月日 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 年月日 | 変更理由 |
|----------|-----------|--------------------|--|--|--|-------------|--|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 95 | 24.6.22 | 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事 | 横浜市中区太田町四丁目51番地 鹿島・鉄建・北島・谷津 共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 中村 満義 構成員 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 橋口 誠之 構成員 株式会社 北島工務店 代表取締役 北島 健二 構成員 谷津建設株式会社 代表取締役 谷津 弘 | 契約金額 6,087,783,450 円 完成期限 平成26年 2月28日 | 契約金額 6,207,841,500 円 完成期限 平成26年 7月31日 | 25.8.9 | 地盤改良 工事、及び 地中障害物 撤去作業に よる工期延 長を行うと 共に、これ に伴う工法 変更等の経 費について、 増額を行う ものである |

| 議案 番号 | 議決 年月日 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 年月日 | 変更理由 |
|----------|-----------|------------------------|--|--|--|-------------|--|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 96 | 24.6.22 | 川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事 | 川崎市川崎区池田二丁目2番3号 京急・光陽・寿共同企業体 代表者 京急電機株式会社 代表取締役 中山 伸 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 赤池 幸男 構成員 株式会社 寿電興 代表取締役 渡邊 栄理子 | 契約金額 950,250,000 円 完成期限 平成26年 2月28日 | 契約金額 958,411,650 円 完成期限 平成26年 7月31日 | 25.8.9 | 地盤改良工事、及び地中障害物撤去作業による工期延長を行うと共に、これに伴う工法変更等の経費について、増額を行うものである |

| 議案 番号 | 議決 年月日 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 年月日 | 変更理由 |
|----------|-----------|--------------------------|--|---|---|-------------|--|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 97 | 24.6.22 | 川崎高等学校及び附属中学校等新築空気調和設備工事 | <p>横浜市西区高島1丁目 1番2号</p> <p>日立・昱・千年共同企業体 代表者 株式会社 日立製作所 執行役社長 中西 宏明 構成員 昱株式会社 取締役社長 中川 崇 構成員 株式会社 千年水道 工業所 代表取締役 中嶋 栄一</p> | <p>契約金額 1,060,500,000 円</p> <p>完成期限 平成26年 2月28日</p> | <p>契約金額 1,088,896,200 円</p> <p>完成期限 平成26年 7月31日</p> | 25.8.9 | <p>地盤改良 工事、及び 地中障害物 撤去作業に よる工期延 長を行うと 共に、これ に伴う工法 変更等の経 費について、 増額を行う ものである</p> |

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

| 番号 | 専決処分 年月日 | 被告 | 請求の要旨 |
|----|-------------|----------------|---|
| 1 | 25. 7. 19 | ** ** * | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの |
| 2 | 25. 7. 19 | ** ** * | |
| 3 | 25. 7. 19 | ** ** * | |
| 4 | 25. 7. 19 | ** ** * | |
| 5 | 25. 7. 19 | ** ** * | |
| 6 | 25. 7. 19 | ** ** * | |
| 7 | 25. 7. 19 | ** ** * | |
| 8 | 25. 7. 19 | ***** ***** | |

(2) 和解

| 番号 | 専決処分 年月日 | 相手方 | 和解の要旨 |
|----|-------------|---------|---|
| 1 | 25. 6. 18 | ** ** * | 左記の相手方は、1,094,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年6月から平成27年2月までの間は毎月50,000円、同年3月は44,800円に分割して支払うこととするもの |

| | | | |
|---|-----------|------------|---|
| 2 | 25. 6. 18 | ** * | 左記の相手方は、570,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年6月から平成28年7月までの間は毎月15,000円、同年8月は300円に分割して支払うこととするもの |
| 3 | 25. 6. 18 | ** * | 左記の相手方は、321,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年6月から平成26年9月までの間は毎月20,000円、同年10月は1,600円に分割して支払うこととするもの |
| 4 | 25. 6. 19 | ** * | 左記の相手方は、602,900円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年6月から平成27年11月までの間は毎月20,000円、同年12月は2,900円に分割して支払うこととするもの |
| 5 | 25. 6. 19 | ** * | 左記の相手方は、449,700円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年7月から平成27年11月までの間は毎月15,000円、同年12月は14,700円に分割して支払うこととするもの |
| 6 | 25. 6. 19 | ** * | 左記の相手方は、1,047,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年6月から平成28年10月までの間は毎月25,000円、同年11月は22,300円に分割して支払うこととするもの |
| 7 | 25. 6. 19 | *** *** | 左記の相手方は、1,556,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年6月から平成29年8月までの間は毎月30,000円、同年9月は26,600円に分割して支払うこととするもの |
| 8 | 25. 6. 21 | ** * | 左記の相手方は、877,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年7月から平成30年4月までの間は毎月15,000円、同年5月は7,200円に分割して支払うこととするもの |
| 9 | 25. 7. 12 | ** * | 左記の相手方は、611,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年7月から平成27年12月までの間は毎月20,000円、平成28年1月は11,400円に分割して支払うこととするもの |

| | | | |
|----|-----------|----------|--|
| 10 | 25. 7. 18 | ***** | 左記の相手方は、518,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年7月から平成28年4月までの間は毎月15,000円、同年5月は8,500円に分割して支払うこととするもの |
| 11 | 25. 7. 18 | ** ** ** | 左記の相手方は、2,441,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年7月から平成30年7月までの間は毎月40,000円、同年8月は1,400円に分割して支払うこととするもの |
| 12 | 25. 7. 18 | ***** | 左記の相手方は、931,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年7月から平成29年4月までの間は毎月20,000円、同年5月は11,000円に分割して支払うこととするもの |
| 13 | 25. 7. 18 | ***** | 左記の相手方は、945,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年7月から平成27年5月までの間は毎月40,000円、同年6月は25,400円に分割して支払うこととするもの |
| 14 | 25. 7. 25 | ** ** ** | 左記の相手方は、1,207,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年8月から平成29年7月までの間は毎月25,000円、同年8月は7,400円に分割して支払うこととするもの |